

新型コロナウイルスの影響に伴う介護保険料の減免について

令和2年度に実施した保険料減免措置について、国から令和3年度も財政支援する旨の通知があったが、財政支援は全額から減免額の一部に変更となった。引き続き新型コロナウイルスの影響により、被保険者の収入が大きく減少することも想定されるため、本区では令和3年度も減免措置を実施する。

1 減免の概要

(1) 減免対象となる保険料

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限もしくは支払日が設定されているもの

(2) 減免の内容

- ・新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な疾病を負った場合 → 全額免除
- ・世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入が対前年で3割以上の減少見込となる場合
→ 一定の要件の基に算出した保険料額の8割または全額免除

(3) 財政支援について

減免総額の保険料賦課総額に占める割合により算出されるが、令和2年度の実績から財政支援は10分の4と見込まれる。

2 周知及び申請について

(1) 周知

6月1日号の区報及びホームページにて周知の上で、6月10日発送の令和3年度保険料決定通知に制度案内を同封。

(2) 申請受付

原則として郵送での申請とする

参考：令和2年度実績

減免件数：816件 減免額（現年度分）49,956千円